

岡山県の肺がん検診における胸部 X 線検査の判定基準と指導区分

二重読影時の 仮判定区分	比較読影を含む 決定判定区分	X 線所見	二重読影時の 仮指導区分	比較読影を含む 決定指導区分
a	A	「読影不能」 撮影条件不良、現像処理不良、位置付不良、フィルムのキズ、アーチファクトなどで読影不能のもの。	再撮影	
b	B	「異常所見を認めない」 正常垂型(心膜傍脂肪組織、横隔膜のテント状・穹窿状変形、胸膜下脂肪組織による随伴陰影、右心縁の二重陰影など)を含む。	定期検診	
c	C	「異常所見を認めるが精査を必要としない」 陳旧性病変、石灰化陰影、繊維性変化、気管支拡張像、気腫性変化、術後変化、治療を要しない奇形などで、精査や治療を必要としない、あるいは急いで行う必要がないと判断できる陰影。		
d	D	「異常所見を認め、肺癌以外の疾患で治療を要する状態が考えられる」 肺癌以外の疾患を疑うが、急いで精密検査や治療を行わないと、本人や周囲の人間に大きな不利益があるようなもの。疾患が疑われても急いで精検や治療を必要としない場合には「C」と判定する。肺癌を少しでも疑う場合には「E」に分類する。肺癌検診としての「スクリーニング陽性」は「E」のみである(下記注を参照のこと)。		
d1	D1	「活動性肺結核」 治療を要する肺結核を疑う。		
d2	D2	「活動性非結核性肺病変」 肺炎、気胸など治療を要する状態を疑う。		
d3	D3	「循環器疾患」 大動脈瘤など心大血管異常で治療を要する状態を疑う。		
d4	D4	「石綿関連所見」 胸膜ブランク、中皮腫、石綿肺、びまん性胸膜肥厚などの石綿関連所見で治療を要する状態を疑う。		
d5	D5	「その他」 縦隔腫瘍、胸壁腫瘍、胸膜腫瘍など治療を要する状態を疑う。		
e	E	「肺癌の疑い」 孤立性陰影、陳旧性病変に新しい陰影が出現、肺門部の異常(腫瘤影、血管・気管支などの肺門構造の偏位など)、気管支の狭窄・閉塞による二次変化(肺炎・無気肺など)、その他肺癌を疑う所見。したがって「E」には、肺炎や胸膜炎の一部も含まれることになる。転移性肺腫瘍を疑う所見は「E」に分類する(ただし、転移性肺腫瘍は発見肺癌には含めない)。「E2」の場合には、至急呼び出しによる受診勧奨なども含め、精密検査に関する受診勧奨をより強く行うことが望ましい。	肺癌に対する 精査	
e1	E1	「肺癌の疑いを否定し得ない」		
e2	E2	「肺癌を強く疑う」		

- 1) 仮判定で「d」又は「e」に区分されたものについては、過去の X 線写真との比較読影を行い(A~E)を決定する。
ただし、過去の X 線写真がないために比較読影ができない場合は、仮判定をそのまま決定判定として差し支えない。
- 2) 比較読影後の決定指導区分において、E1 判定とは、極めてわずかでも肺癌を疑うものを意味し、E2 判定とは、肺癌を強く疑うものを意味する。一方、D 判定は、肺癌以外の疾患を疑うものを意味する。
- 3) 肺がん検診の胸部 X 線検査における要精検者とは、比較読影を含む決定指導区分における E1 及び E2 を指す。
- 4) 比較読影後の決定指導区分における D 判定は肺がん検診としての要精検者とは認めない。
- 5) 肺がん検診における胸部 X 線検査での要精検者数とは、E1 と E2 の合計数を意味する。
- 6) 肺がん検診における肺がん確診患者数(検診発見肺癌)とは、E1 及び E2 判定となった要精検者の中から原発性肺癌と確診された患者数を意味する。
- 7) したがって、D 判定者の中から肺癌が発見されたとしても、検診発見肺癌とは認めない。